

経 広 第 402 号
平成 29 年 8 月 17 日

大阪社会保障推進協議会
会 長 井上 賢二 様

寝屋川市長 北川 法夫

2017 年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答について

平成 29 年 6 月 28 日付けで要望のありました 2017 年度自治体キャラバン行動・
要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

2017年度自治体キャラバン行動・要望書 寝屋川市回答

要望項目	回答	担当課
<p>1. 子ども施策・貧困対策について ①就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金の前倒し支給（2月3月中）とするともに、その他の支給についても早くすること。</p>	<p>1. ① 就学援助の支給額につきましては、他市の状況等について調査・研究してまいります。 入学準備金の前倒し支給につきましては、実施に向け検討を進めております。 その他の支給費目につきましては、保護者等への経済的支援が目的であるため、最新の正確な所得情報を用いて、認否を判定する必要があることから、第1回の支給につきましては、前年所得の確定後としております。</p>	<p>教育政策総務課</p>
<p>②大阪府及び各市の「子どもの生活実態調査」結果・分析に鑑み、朝食支援、休日の食事支援に自治体として本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫として無料とし、さらに子どもの食をささえるものに値する内容とすること。</p>	<p>② 子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設し運営する市民団体等に支援を行います。</p> <p>現時点では、学校給食の無料化につきましては、考えておりません。給食の内容につきましては、引き続き安全で安心な栄養バランスの取れた給食提供に努めてまいります。</p>	<p>こどもを守る課 施設給食課</p>
<p>③学習支援・無料塾については教育委員会、生活困窮者自立支援担当課、ひとり親施策担当課等が横断的に取り組むこと。</p>	<p>③ 学習支援・無料塾につきましては、市立全中学生を対象にした個別学習支援やインターネット学習支援を実施しております。</p> <p>生活困窮者自立支援制度による学習支援につきましては、生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯及び生活困窮者自立相談支援事業利用世帯を対象に関係課と連携し、平成28年度から実施しております。</p>	<p>教育指導課 保護課 こどもを守る課</p>
<p>④ワクチン製造メーカーの事情によりここ数年、麻しん・風しん混合ワクチンや日本脳炎ワクチン、インフルエンザワクチン不足が医療機関より報告があがっている。よって、定期接種の対象者が定期接種期間中に接種できない場合、定期接種の対象とするように特別措置をとれないか検討すること。国または自治体による麻しん・風しん混合ワクチン接種などの延長がされた場合、健康被害など事故が起きた場合の補償をすること。大阪府へ接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを含めた指導を行うこと。ワクチンの安定供給に一層の尽力をいただくこと。</p>	<p>④ 定期接種を過ぎた場合の特別措置及び健康被害等につきましては、国・府の動向を注視してまいります。 大阪府への接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを含めた指導につきましては、大阪府と連携を努めてまいります。 ワクチン安定供給につきましては、国・大阪府に要望しております。</p>	<p>子育て支援課</p>

要望項目	回答	担当課
2. 国民健康保険・地域医療構想について ①大阪府に対して福祉医療費助成制度の一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行なわないこと求めること。	2. ① 福祉医療制度につきましては、大阪府の制度設計に基づき市が実施しており、引き続き大阪府の動向を注視してまいります。	保険事業室
②現行制度を存続し、一部負担金については全国自治体レベルの「無料制度」とすること。	② 福祉医療制度につきましては、大阪府及び市町村の厳しい財政状況の中、持続可能な制度を構築するため、受益者負担をお願いしており、市町村単独で自己負担額を無料にすることは困難と考えております。	保険事業室
③子どもの医療費助成については年齢を18歳までとすること。	③ 子ども医療費助成の対象年齢につきましては、平成27年7月から18歳到達後年度末までに拡大しております。	保険事業室
3. 健診について 特定健診・がん検診については、来年度以降、「保険者努力支援制度」交付金との関係で非常に重要となる。全国の受診率と比べ大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。	3. ① 特定健診とがん検診における受診率の向上に向けた取組につきましては、平成29年度より集団検診におきまして同日受診を可能としており、引き続き、更なる受診率の向上に取り組んでおります。	健康推進室
4. 介護保険、高齢者施策について ①利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。	4. ① 利用するサービスにつきましては、継続・新規に関わらず、アセスメントの結果を基に利用者の状態に応じ自立支援に向けたサービスを選択、決定することとなります。また、サービスの利用に当たっては、要介護（要支援）認定申請をすることとしております。	高齢介護室
②介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、総合事業の訪問型・通所型サービスの単価については、従来額を保障し、「出来高制」等による自治体独自の切り下げを行わないこと。	② 総合事業の現行相当サービスの単価につきましては、従来額を設定しております。	高齢介護室
③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用率減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけるとともに、2割負担者について自治体独自の軽減措置を行うこと。	③ 本市独自の減免制度創設につきましては、今後、調査・研究を行ってまいります。利用者負担については、介護保険法に基づき、適切に対応してまいります。	高齢介護室

要望項目	回答	担当課
④介護保険料について、低所得者に対する公費による軽減措置の実施を国に働きかけるとともに自治体独自で第1～第3所得段階の保険料の軽減を実施すること。年収150万以下の人の介護保険料を免除する独自減免制度を作ること。	④ 低所得者に対する軽減措置につきましては、国に対し働き掛けを行ってまいります。本市独自の減免制度の創設については、今後、調査・研究を行ってまいります。	高齢介護室
⑤いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。	⑤ 自立支援型地域ケア会議につきましては、介護サービスからの「卒業」を迫るものではなく、利用者本人の自立支援に資するケアマネジメントに関して検討を行う仕組みとして実施しております。	高齢介護室
⑥第7期介護保険事業計画の検討にあたっては、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」等は盛り込まず、必要な介護サービスが受けられる計画とすること。また、介護保険料については公費投入によって引き下げをはかる計画とすること。なお、国に対し「評価指標に基づく財政的インセンティブ」（ディスインセンティブを含む）については実施しないよう求めること。	⑥ 第7期介護保険事業計画につきましては、国の基本指針に基づき、適切に対応してまいります。	高齢介護室
⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。	⑦ 高齢者の熱中症予防につきましては、本市出前講座や地域包括支援センターで実施している講座にて周知・啓発を行っており、市広報誌及びホームページにおいても啓発しております。	高齢介護室

要望項目	回答	担当課
<p>5. 障害者施策について</p> <p>①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。</p>	<p>自立支援給付と介護保険制度の適用関係につきましては、関係課との連携を図りながら、利用者の立場に立った適切なサービス提供が行われるよう対応しております。</p>	<p>高齢介護室 障害福祉課</p>
<p>②前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。</p>	<p>② 平成27年2月18日付厚労省通知『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について』に基づき、御本人様の生活に急激な変化が生じないように対応しております。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>③障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。</p>	<p>③ 介護サービスにおける低所得者に対する利用料の軽減策につきましては、国及び府に対し総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。</p>	<p>高齢介護室</p>
	<p>現在、障害福祉サービスにおきましては、障害者総合支援法における応能負担を原則に、一定の負担をいただいておりますが、市民税非課税世帯の利用者負担はありません。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>④障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合の総合事業における実施にあつては、障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。</p>	<p>④ 総合事業につきましては、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう実施しております。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>⑤2017年4月診療分より見直される重度障害者医療費助成制度において、一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行わないこと。</p>	<p>⑤ 福祉医療制度につきましては、大阪府の制度設計に基づき市が実施しております。引き続き、府の動向を注視してまいります。</p>	<p>保険事業室</p>

要望項目	回答	担当課
<p>6. 生活保護に関して ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。</p>	<p>5. ① 生活保護の実施体制につきましては、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び各種支援員を配置しております。 生活保護の適正実施を図るため研修会などを実施しております。 窓口で明確に申請の意思を表明された場合は、申請を受理しております。</p>	保護課
<p>②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする事。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。</p>	<p>② 「しおり」や「手引き」につきましては必要に応じて修正しております。 「しおり」は、窓口カウンターに備えております。申請書につきましては、相談で申請の意思を明らかにされた方に説明を添えて渡しております。</p>	保護課
<p>③申請時に違法な助言・指導はしないこと。 2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。</p>	<p>③ 申請時に違法な助言・指導は行っておりません。 厚生労働省に無料職業紹介事業所の届出を行い、求人開拓事業を実施しております。</p>	保護課
<p>④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保証すること。</p>	<p>④ 被保護者の状況に応じて「生活保護法夜間・休日緊急用受給者証」を発行しております。 健診受診につきましては、3月末に、健康づくり健診のお知らせを送付しております。</p>	保護課
<p>⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>⑤ 警察OBにつきましては、窓口での暴力的言動等に対応するため、引き続き配置します。 本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。</p>	保護課
<p>⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。</p>	<p>⑥ 生活保護基準につきましては、厚生労働省通知に基づいております。 住宅扶助につきましては、個々の生活保護世帯の状況に応じて、経過措置の適用や特別基準の設定を行っております。</p>	保護課

要望項目	回答	担当課
<p>⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。</p>	<p>⑦ 資産申告書の提出及び生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等につきましては、厚生労働省の通知に基づき、適切に対応しております。</p>	<p>保護課</p>
<p>7. 独自要望 ①寝屋川市として、認知症予防のため認知機能検査を追加すること。</p>	<p>7. ① 国・府の動向や他市事例等踏まえ、調査・研究してまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>②現在、15歳～39歳および40歳以上で生活保護を受給している市民を対象に行われている「健康づくり検診」は、実施場所が保健センターで、指定時間の実施のため、地理的・時間的要因から受診抑制につながる制度となっている。すべての市民の健康維持・増進を図る立場から、市内全ての医療機関で、本人の希望時間に受診できるようにすること。</p>	<p>② 健康づくり健診の医療機関での実施につきましては、受診者数の推移など総合的に検討すべきであると考えており、引き続き、調査・研究してまいります。</p>	<p>健康推進室</p>
<p>③大阪社保協の自治体キャラバンアンケートの全項目すべて答えること。また、市民からの懇談の要請に対して誠実に対応すること。</p>	<p>③ 要望書が提出されましたら、速やかに文書回答を行っております。 また、懇談実施の可否につきましても、市民団体等からの要望内容等を十分に踏まえ判断して対応しております。</p>	<p>広報広聴課</p>
<p>④介護保険の審査請求に関して、本算定を他市なみにすること。</p>	<p>④ 審査請求につきましては、引き続き、適切に対応してまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>